

深セン経済特区の「中華人民共和国不正競争防止法」の実施規定

1997年12月17日改訂

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）
広州事務所 知的財産権部編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

深セン経済特区の「中華人民共和国不正競争防止法」の実施規定

(1994年11月2日広東省深セン市第1期人民代表大会常務委員会第26回会議採択、
1997年12月17日深セン市第2期人民代表大会常務委員会第19回会議改訂)

第1条 深セン経済特区（以下、「特区」という）の市場秩序を維持し、公平な競争を奨励及び保護し、不正競争行為を阻止し、事業者及び消費者の合法的な権益を保護し、社会主義市場経済の健全な発展を保障するため、「中華人民共和国不正競争防止法」（以下、「不正競争防止法」という）の基本原則に基づき、特区の実際状況に照らして、本規定を制定する。

第2条 特区において経営活動を行う事業者は、「不正競争防止法」及び本規定を遵守しなければならない。

第3条 深セン市の各レベルの人民政府は措置を講じ、市場管理を強化し、不正競争行為を阻止し、特区における公平な競争のメカニズムを構築するために良好な環境及び条件を作り上げなければならない。

深セン市人民政府（以下、「市政府」という）の工商行政管理部門は、特区における不正競争行為の監督検査部門（以下、「監督検査部門」という）である。法律、法規がその他の部門により監督検査を行う旨を規定する場合は、その規定に従う。

市政府のその他の行政管理部門は各自の職権範囲内において、監督検査部門が法により監督検査の職能を履行することを支持し、協力しなければならない。

第4条 すべての組織及び個人が不正競争行為に対して社会的監督を行うことを奨励し、支持し及び保護する。すべての組織及び個人は監督検査部門に不正競争行為を通報する権利を有し、監督検査部門は通報者のために秘密を保持し、かつ功労のあった通報者を表彰し又は褒賞を与えなければならない。

具体的な褒賞、表彰方法及び基準については、監督検査部門が別途規定する。

第5条 事業者は経営活動において、以下の不正手段を取ってはならない。

(1) 自らの商品を一方的に宣伝し、もって他の事業者の商品をわざと低く評価させ、消費者を誤導して購買させること。

(2) 他人の専門売場、場所又は設備等を賃借する方法をもって、他人の名義をかたり販売活動を行うこと。

第6条 事業者は特許権を取得していない物品又は当該物品に関連する広告において、「特許」又は当該物品がすでに特許権を取得しているという意味を含むその他のいかなる字句、言葉又は番号を使用し、人に誤解を生じさせる虚偽の表示をしてはならない。

第7条 公共企業又は法により独占的地位を有するその他の事業者は、以下の競争制限行為を取ってはならない。

(1) 購買者が当該事業者から付随的に提供される又はその指定する事業者によって提供される関連商品しか購買及び使用できないように制限すること。

(2) 購買者に当該事業者から提供される又はその指定する事業者によって提供される不要な商品及び附属品を強制的に購買させること。

(3) 当該事業者の競争制限行為を拒否する購買者に対し、関連商品の供給を拒否、中断、削減し又はむやみに費用を徴収する等の手段により嫌がらせを行うこと。

(4) その他の競争制限行為。

第 8 条 行政職能を有する事業組織は権力を濫用し、その指定する事業者の商品を購入するよう他人を制限することにより、他の事業者を排除してはならない。

第 9 条 事業者は現地での実演、文字の記載、ニュースメディア等の方法を利用し、商品の価格、名称、品質、仕様、製造方法等について人に誤解を生じさせる虚偽の宣伝をしてはならない。

第 10 条 事業者は競争相手を排除する目的で、以下の不正競争行為を取ってはならない。

(1) 他人が競争相手と正常な取引関係を形成することを不正に妨げ、又は他人に競争相手との正常な取引関係を断絶するよう違法に強いること。

(2) 競争相手の経営管理人員、技術人員又はその他の人員の正常な業務を邪魔し、競争相手の正常な経営活動を攪乱し又妨害すること。

第 11 条 事業者は脅迫、詐欺又はその他の不正な方法で競争相手の競争力を弱め又は喪失させ、若しくは競争相手に正常な競争を回避又は放棄するよう促してはならない。

第 12 条 監督検査部門は不正競争行為を監督・検査する場合、以下の職権を行使する権利を有する。

(1) 「不正競争防止法」第 17 条に規定される職権。

(2) 不正競争行為に関連する財産を検査し、必要な場合、区以上の監督検査部門の行政首長の許可を得て、規定された手続きに従って当該財産に対して封印保管、差押え、支払いの一時停止等強制的な行政措置を講じ、かつ所定の期間内に処理を行うことができる。

(3) 重大な不正競争行為のある事業者及びその不正競争行為の主な事実等公表が必要な事項を定期的に社会に公表すること。

第 13 条 監督検査部門の職員は不正競争行為を監督検査する場合、検査証明書類を呈示しなければならない。検査証明書類を呈示しない場合、検査対象の事業者は検査を拒否する権利を有する。

第 14 条 事業者が本規定に違反し、侵害を受けた事業者に損害をもたらした場合、損害賠償責任を負担しなければならない。侵害を受けた事業者の損失を計算することが困難である場合、賠償額は権利侵害者が権利侵害期間において権利の侵害により獲得した利益とし、かつ侵害を受けた事業者が当該権利侵害者のその合法的権益を侵害した不正競争行為を調査するために支払った合理的な費用を負担しなければならない。

侵害を受けた事業者の合法的権益が不正競争行為により害された場合、監督検査部門

に苦情を訴えることができ、また裁判所に直接提訴することもできる。

権利侵害者の不正競争行為により侵害を受けた事業者の信用が害された場合、侵害を受けた事業者は必要な措置を講じるよう裁判所に要求して、その名誉を回復させることができる。

第 15 条 事業者が本規定に違反し、以下のいずれかの行為がある場合、監督検査部門は違法行為を停止するよう当該事業者に命じ、影響を解消し、違法所得及び違法財産を没収し、かつ違法経営額と同額の罰金を科さなければならない。

- (1) 本規定の第 5 条第 (2) 号の規定に違反した場合。
- (2) 本規定の第 6 条の規定に違反した場合。
- (3) 本規定の第 8 条の規定に違反した場合。
- (4) 本規定の第 10 条の規定に違反した場合。
- (5) 本規定の第 11 条の規定に違反した場合。

第 16 条 事業者が本規定に違反し、以下のいずれかの行為がある場合、監督検査部門は違法行為を停止するよう当該事業者に命じ、違法所得を没収しなければならない。かつ情状に応じて 5 万元以上 20 万元以下の罰金を科すことができる。

- (1) 本規定の第 7 条の規定に違反した場合。
- (2) 本規定の第 9 条の規定に違反した場合。

第 17 条 事業者が本規定第 5 条第 (1) 号の規定に違反した場合、監督検査部門は違法行為を停止し、影響を解消するよう当該事業者に命じなければならない。かつ情状に応じて 1 万元以上 10 万元以下の罰金を科すことができる。

第 18 条 広告事業者が「不正競争防止法」第 9 条の規定に違反し、虚偽の広告と知り又は知るはずである状況において、これを代理し、設計し、制作し、発布する場合、監督検査部門は違法行為を停止するよう命じ、公開で是正させ、違法所得を没収しなければならない。かつ情状に応じて 1 万元以上 20 万元以下の罰金を科すことができる。情状が重大である場合、その広告経営許可証を取り上げることができる。

第 19 条 事業者が「不正競争防止法」第 12 条に規定に違反し、購買者の意思に反して商品を抱き合わせ販売し又はその他の不合理な条件を付加した場合、監督検査部門は違法行為を停止するよう当該事業者に命じ、かつ違法経営額と同額の罰金を科さなければならない。

第 20 条 事業者が本規定に違反し、社会に対し重大な影響を及ぼし、情状が重大であり、犯罪を構成する場合、司法機関は法により刑事責任を追及する。

第 21 条 事業者が不正競争行為を行い、他の事業者に損害をもたらした場合、その法定代表者は事業者と相応する責任を負わなければならない。

第 22 条 当事者は区の監督検査部門が下した処罰決定に対し不服である場合、処罰決定を受領した日から 15 日以内に市の監督検査部門に不服審査を申し立てることができる。

当事者は市の監督検査部門が下した処罰決定に対し不服である場合、処罰決定を受領した日から 15 日以内に市政府の行政再議機関に不服審査を申立てることができる。

当事者が不服審査の決定に対し不服である場合、不服審査の決定を受けた日から 15 日以内に裁判所に提訴することができる。

当事者は裁判所に直接提訴することもできる。

不服審査、訴訟期間においては、法律、法規が特別に規定する場合を除き、封印保管、差し押さえ、支払いの一時停止又は処罰決定の執行を中止しない。当事者が期限を過ぎても不服審査を申立てず又は訴訟を提起せずかつ処罰決定を履行しない場合、処罰決定を下した監督検査部門は裁判所に強制執行を申し立てる。

第 23 条 監督検査部門が不正行為を監督検査する場合、法により職権を行使しなければならない。職権の濫用が原因で事業者の適法な財産に損害をもたらした場合、法により行政賠償責任を負わなければならない。

第 24 条 不正競争行為に対する訴訟の時効は 2 年であり、権利侵害が終了した日より起算する。

第 25 条 本規定は 1995 年 1 月 1 日より施行する。